

平成 30 年度 静岡県保育補助者雇上費貸付募集要項

静岡県内における保育士の確保を図るため、保育補助者雇上費の貸付を行います。貸付は無利子です。また、保育補助者が指定期間内に保育士資格を取得した場合、貸付金の返還が免除となります。

【概要】

対象者	静岡県内に所在地のある以下の施設又は事業所を運営する者 ・ 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く） ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業
申請条件	次の①～⑧の条件を全て満たすことが申請の条件となります。 ① <u>新たに保育補助者を雇用する、もしくは既に保育補助者を雇用しているが下記のいずれかに該当する</u> ・ 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでおり、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出する ・ 貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む施設等であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上である ・ 貸付を受けようとする施設等の保育士の平均勤続年数が 11 年以上である ② 当該保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得する意思を有する ③ 当該保育補助者が子育て支援員研修（基礎研修及び専門研修（「地域型保育コース」における「地域型保育」又は「一時預かり事業」の分類に限る）を受講する見込みである（既に受講している場合も含む） ※本研修受講前に保育士資格を取得した場合は受講の必要無し ※定員オーバー等で受講できなかった場合は、不承認通知等の写しを添付してください ④ 当該保育補助者の勤務形態は、常勤（正規・非正規）・非常勤を問わないただし、週 20 時間以上の勤務であること。 ⑤ 保育補助者を配置することにより保育士の勤務環境改善を行う ⑥ 他県が実施する保育補助者雇上費を借りていない ⑦ 他の補助金等により、当該保育補助者の人件費の支給を受けていない ⑧ 連帯保証人が 2 名必要です。
貸付額	年額 2,953,000 円以内
利子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸付期間	保育補助者が、貸付を受けた県内の施設・事業所に勤務する期間（3 年間が限度）。貸付は年度ごとに行います。（年度途中から採用した場合でも、平成 31 年 3 月までの申請となります。）
支払	貸付決定を受けた期間に 4 月、8 月、12 月の 4 か月毎の振込とします。ただし、初回は、決定した月の分までまとめて貸与し、以後、8 月、12 月にまとめて貸与します。1 月～3 月に決定した時はまとめて貸与します。

返還免除	<p>以下の全ての条件を満たした場合、返還を全額免除します。</p> <p>① 保育補助者雇上費の貸付を受けた静岡県内の施設または事業所において、 ② 保育補助者が保育の補助等に従事し、 ③ 貸付を受ける期間中、または、貸付終了後1年以内に保育士資格を取得すること</p> <p>※当該保育補助者が、貸付を受けた期間以上かつ1年間以上引き続いて「保育の補助等」に従事した場合は、一部免除を受けられる可能性があります。</p>
返 還	<p>指定期間中に保育士資格が取得できなかった場合などは、貸付金を返還することとなります。</p> <p>① 返還期間は貸付を受けた期間の2倍に相当する期間以内（最大6年以内）。ただし、従事期間があればその期間を加えることができます。 ② 返還方法は、月賦又は半年賦（一括返還・繰上返還可）です。</p>
提出書類	<p>① 保育補助者雇上費貸付申請書 ② 勤務環境改善計画書 ③ 保育補助者の資格取得等に係る誓約書 ④ 雇用契約書もしくは辞令 ⑤ 申請者が個人の場合は住民票（連帯保証人と同じ） ⑥ 申請者が法人の場合は履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）と定款の写し ⑦ 連帯保証人の住民票（本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がない、発行後3か月以内のもの） ⑧ 常勤保育士名簿（2人以上の保育補助者を雇上げ、加算を受ける場合） ⑨ 保育補助者雇上費 計画書</p> <p>※その他、既に雇用している保育補助者を対象とする場合は、既雇用保育補助者申請書が必要となります。</p>
提 出 先	<p>申請する施設・事業所は、提出書類の①～③及びその他必要書類を提出してください。</p> <p>〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 電話：054-254-5244</p>